

地域公共交通の維持に向けた法整備及び財政措置の拡充を求める意見書

少子・高齢化による人口減少に伴う利用者減少や運転士不足の深刻化により、地域公共交通は極めて厳しい状況に置かれています。地方部では、交通事業者単独による路線維持が困難となる一方、大都市近郊部においても、鉄道網を補完するバス路線等の維持、確保が大きな課題となっています。

特に近年では、運転士不足等を背景に、各地で路線廃止や減便、さらに、始発・最終便の変更が進み、通勤、通学をはじめ住民生活や地域活動にも大きな影響が及んでいます。さらに、高齢化の進展に伴う移動需要の増加も見込まれる中、このままでは地方部のみならず大都市近郊部においても、いわゆる地域の足が失われるおそれがあります。公共交通は、住民生活や地域経済を支える重要な社会インフラであり、その維持、確保は地域社会の存立に直結するものです。しかし、多くの生活交通は自治体の財政支援に依存しており、特に大都市近郊部では自治体の負担が増加しているのが実情です。

よって、国会及び政府は、地域公共交通を将来にわたり持続的に確保するため、下記の措置を早急に講じるよう強く求めます。

記

1. 地域公共交通を、道路等と同様に国民生活及び地域経済を支える基礎的な社会インフラとして法的に明確に位置づけるとともに、安定的かつ持続的な維持、確保を可能とする新たな法体系の整備並びに財政支援制度の抜本的拡充を図ること。
2. 地方部のみならず、大都市近郊部における通勤、通学、高齢者移動等を支える地域交通についても、その重要性を踏まえ、普通交付税措置を含む財政支援の充実を図るとともに、路線廃止や減便、さらに、始発・最終便の変更等による住民生活及び地域経済活動への影響を踏まえ、運転士確保支援を含む地域公共交通ネットワーク維持施策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月26日

枚方市議会議長 大地正広

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣